



福県医発第1261号(地)
平成18年 9月29日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 横 倉 義 武



山梨県医師国民健康保険組合等負担割合の一部改正について(通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 山梨県医師国民健康保険組合
(1) 改正内容

現 行		改 正 後	
種 別	負担割合	種 別	負担割合
組合員の場合	2 割	3 歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合	3 割
組合員とその世帯に属する被保険者の場合	2 割	3 歳に達する日の属する月以前の場合	3 割
70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者	2 割	70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

2. 大分県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける被保険者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

3. 大分県歯科医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

4. 山口県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

5. 熊本県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

6. 熊本県歯科医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

7. 三重県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

現 行		改 正 後	
種 別	負担割合	種 別	負担割合
70歳に達する日の属する月以前の場合	3 割	3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合	3 割
		3歳に達する日の属する月以前の場合	2 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

8. 三岐県薬剤師国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日



(公印省略)

18国援第101号-9

平成18年9月20日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

(施設医療係)

山梨県医師国民健康保険組合等規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、山梨県福祉保健部長国保援護課長他から通知がありましたので、お知らせします。



国 援 第 9 0 1 号
平成18年 8月31日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

山梨県福祉保健部長国保援護課長
(公 印 省 略)

山梨県医師国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可したので通知します。

つきましては、改正内容は裏面のとおりですので関係機関への周知につきご配慮ください。

国保援護課国保指導担当 倉田
電話055-223-1466



新 旧 条 文 対 照 表

新 条 文	旧 条 文
第 3 章 保 険 給 付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金とし、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合</u> <u>10分の3</u> (2) <u>3歳に達する日の属する月(誕生日が初日である場合はその前月)以前の場</u><u>合</u> <u>10分の2</u> (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く) <u>10分の1</u> (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について、同条第2項に規定するところにより算定された所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u> (出産育児一時金) 第12条 組合は、被保険者が出産したときは、出産育児一時金として<u>35万円</u>を支給する。	第 3 章 保 険 給 付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金とし、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>組合員の場合</u> <u>10分の2</u> (2) <u>組合員とその世帯に属する被保険者の場合</u> <u>10分の2</u> (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合(次号に掲げる場合を除く) <u>10分の1</u> (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について、同条第2項に規定するところにより算定された所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u> (出産育児一時金) 第12条 組合は、被保険者が出産したときは、出産育児一時金として<u>30万円</u>を支給する。

附 則

1. この規約は、平成18年10月1日から施行する。
2. この規約による改正後の山梨県医師国民健康保険組合規約第10条の規定は、平成18年10月1日以後の療養の給付を受ける際の一部負担金の額から適用し、平成18年10月1日前の一部負担金の額については、なお従前の例による。
3. この規約による改正後の山梨県医師国民健康保険組合規約第12条の規定は、この規約の施行日(以下「施行日」という。)以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に基づく出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

(公印省略)

国保第 240 号
平成18年9月1日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

大分県福祉保健部 国保医療室長

大分県医師国民健康保険組合及び大分県歯科医師国民健康保険組合の
一部負担金の改正について（通知）

大分県医師国民健康保険組合及び大分県歯科医師国民健康保険組合から、一部負担金の規約改正の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可したのでお知らせします。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮願います。



大分県医師国民健康保険組合

1 改正内容（一部負担金）

改 正 後	改 正 前
（一部負担金） 第 11 条 一 <u>3 歳に達する日の属する月の翌月以後であって 70 歳に達する日の属する月以前である場合</u> 四 70 歳に達する日の属する月の翌月以後のである場合であって、当該療養の給付を受ける被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき <u>10 分の 3</u> 2 <u>削除</u>	（一部負担金） 第 11 条 一 <u>次号から第 4 号に掲げる場合以外の場合</u> 四 70 歳に達する日の属する月の翌月以後のである場合であって、当該療養の給付を受ける被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき <u>10 分の 2</u> 2 <u>第 1 項の給付を受ける者（6 歳未満の者又は同項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（法第 42 条第 2 項第 1 号に掲げる薬剤の支給については、2 種類以上同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、第 1 項の一部負担金のほか、法 42 条第 2 項から第 5 項の規程による一部負担金を支払わなければならない。</u>

大分県歯科医師国民健康保険組合

1 改正内容（一部負担金）

改 正 後	改 正 前
第3章 保険給付 (一部負担金) 第11条 4. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、<u>10分の3</u>に相当する額とする。	第3章 保険給付 (一部負担金の減額) 第11条 4. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、<u>10分の2</u>に相当する額とする。

2 施行年月日 平成18年10月1日



平 1 8 医 務 保 険 第 1 3 6 3 号
平成 1 8 年 (2006 年) 9 月 1 1 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

山口県健康福祉部医務保険課長

山口県医師国民健康保険組合理約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第 2 7 条第 2 項の規定に基づき認可しましたので、通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関への周知につきましてご配慮願います。

保 険 指 導 班

担 当 櫛 崎

TEL 083-933-2825

FAX 083-933-2939



山口県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

山口県医師国民健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

- 1 規約第12条第1号中、「次号から第4号までに掲げる場合以外の」を「3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である」に、同条第4号中「10分の2」を「10分の3」に改正する。

附 則

(施行期日)

この規約は平成18年10月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 後
(一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の適用をうける者を除く。）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。	(一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の適用をうける者を除く。）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。
一 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合	一 3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合
ア 組合員 10分の3 イ 組合員の家族 10分の3	ア 組合員 10分の3 イ 組合員の家族 10分の3
二 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2	二 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2
三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く） 10分の1	三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く） 10分の1
四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2	四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3



医政第702号
平成18年9月11日

各都道府県国民健康保険主管部(局)長 様

熊本県健康福祉部長

熊本県医師国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

このことについて、熊本県医師国民健康保険組合から一部負担割合に係る規約の一部改正についての認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

医療政策総室
国保・老人医療室
国保班 竹中
電話 (096) 333-2221
FAX (096) 387-2614



別紙

熊本県医師国民健康保険組合規約の一部改正対照表

改正後	現行
(一部負担金) 第 11 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. <u>3歳に達する日の属する月の翌月以降であって70歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10分の3 2. (略) 3. (略) 4. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u>	(一部負担金) 第 11 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合</u> 10分の3 2. (略) 3. (略) 4. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u>
附則 52) <u>第11条の改正は平成18年10月1日から施行する。ただし、療養の給付を受ける期間が施行日前の給付については、なお従前の例による。</u>	附則 52) (新設)



医政第824号
平成18年9月11日

各都道府県国民健康保険主管部(局)長 様

熊本県健康福祉部長

熊本県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

このことについて、熊本県歯科医師国民健康保険組合から一部負担割合に係る規約の一部改正についての認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関へ周知いただきますようお願いします。

医療政策総室
国保・老人医療室
国保班 竹中
電話 (096) 333-2221
FAX (096) 387-2614



別紙

熊本県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正対照表

改正後	現行
第3章 保険給付 (一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>3歳に達する日の属する月の翌月以降であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3</u> (2) (削除) (2) <u>3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2</u> (3) <u>70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合(次号に掲げる場合を除く) 10分の1</u> (4) <u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3</u>	第3章 保険給付 (一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>第4号から第5号に掲げる場合以外の組合員の場合 10分の3</u> (2) <u>第3号から第5号に掲げる場合以外の組合員の世帯に属する場合 10分の3</u> (3) <u>3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2</u> (4) <u>70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合(次号に掲げる場合を除く) 10分の1</u> (5) <u>70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2</u>
附則 1. <u>この規約は平成18年10月1日から施行する。</u>	



平成 18 年 9 月 11 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

三重県健康福祉部生活保障室長

三重県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、三重県医師国民健康保険組合から規約の一部改正についての認可申請があり、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので関係機関へ周知いただきますようお願いします。

事務担当：健康福祉部生活保障室
国民健康保険グループ
山 口
TEL059-224-2285
FAX059-224-3085



組 合 規 約 一 部 改 正 (案)

現 行 規 約	改 正 規 約
第1章 総 則 (地 区) 第 4 条 組合は、次の各号に定める区域をその地区とする。 1. 三重県の区域内の市町村 2. 愛知県、岐阜県、滋賀県、大阪府、京都府、奈良県、和歌山県の区域内の市町村 第 3 章 保険給付 (一部負担金) 第 11 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. 次号から第 3 号までに掲げる場合以外の場合（老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療を受けることができる者を除く。） 10 分の 3 2. 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10 分の 1 3. 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10 分の 2 第12章 罰 則 第 66 条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を課する。	第1章 総 則 (地 区) 第 4 条 組合は、次の各号に定める区域をその地区とする。 1. 三重県の区域内の市町 2. (略) 第 3 章 保険給付 (一部負担金) 第 11 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. <u>3 歳に達する日の属する月の翌月以後であつて 70 歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10 分の 3 2. <u>3 歳に達する日の属する月の翌月以前である場合</u> 10 分の 2 3. 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10 分の 1 4. 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき <u>10 分の 3</u> 第12章 罰 則 第 66 条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する<u>過怠金</u>の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を課する。 附 則 (施行期日) 1 この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。



平成 18 年 9 月 12 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

三重県健康福祉部生活保障室長

三岐薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、三岐薬剤師国民健康保険組合から規約の一部改正についての認可申請があり、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので関係機関へ周知いただきますようお願いします。

事務担当：健康福祉部生活保障室
国民健康保険グループ
山 口
TEL059-224-2285
FAX059-224-3085



三岐薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について

三岐薬剤師国民健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。

第3章 保 険 給 付

(一部負担金)

第11条 (略)

一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 10分の3

二・三 (略)

四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2

第11章 罰 則

第63条 組合は、偽りその他の不正行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

とあるを

第3章 保 険 給 付

(一部負担金)

第11条 (略)

一 三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

二・三 (略)

四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3

第11章 罰 則

第63条 組合は、偽りその他の不正行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。